

第五十二回帝國議會
衆議院

保稅倉庫法中改正法律案外一件委員會會議錄(速)第二回

付託議案

保稅倉庫法中改正法律案(政府提出)
保稅工場法案(政府提出)

會議

昭和二年三月十七日(木曜日)午後二時
五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 福井 甚三君

戶井 嘉作君 山本 厚三君

石黒大次郎君 松本 眞平君

磯部 保次君 佐々木長治君

折原巳一郎君 松山兼三郎君

同日委員馬場義典君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ同日松山兼三郎君ヲ議長ニ於テ
選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏省主税局長 黒田 英雄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

保稅倉庫法中改正法律案(政府提出)

保稅工場法案(政府提出)

○福井委員長 是ヨリ開會致シマス、

本委員會ニ付託サレマシタノハ保稅倉

庫法案並ニ保稅工場法案デアリマシテ、

本案ハ貿易上商取引ニ可ナリ重大ナル

關係ヲ持ッテ居リマスノデ、先以テ政府

委員ヨリノ御説明ヲ承ッテ質疑ニ入リ

タイト思ヒマスガ如何デセウ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○黒田政府委員 保稅倉庫法中改正法

律案及保稅工場法案ニ付キマシテ、既

ニ本會ニ於キマシテ 政務次官ヨリ大

體ノ説明ヲ申上ゲタノデアリマスルガ、

茲ニ内容ニ付キマシテ稍詳細ニ御説
明ヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス、先ヅ
保稅倉庫法中改正法律案ニ付テ申上ゲ
マスルガ、第一ニ現行保稅倉庫法ニ於
キマシテハ、貨物ノ藏置ノミヲ認メテ

居ルノデアリマス、即チ其處ニ貨物ヲ
入レテ置クト云フコトヲ認メテ居ルノ
デアリマシテ、唯貨物ノ保存上ニ必
要ナ行爲ヲ特ニ許可致シマスルコトガ
アリマス外ハ、一般ノ貨物ノ改裝トカ、
仕分其他ノ手入ハ之ヲ認メテ居ラナイ
ノデアリマス、其爲ニ一旦保稅倉庫ニ

入レマシタ貨物ヲ外國ニ積戻シマス場
合トカ、或ハ更ニ内地ニ取引ガアリマ
シテ移入シマス場合等ニ於キマシテモ、
甚ダ不便デアッタノデアリマス、此點ニ
付キマシテモ當業者カラ屢々陳

情ガアッタノデアリマス、今回ハソレ等
ノ希望ヲ容レマシテ、保稅倉庫ニ於キ
マシテモ、税關長ノ許可致シマシタ範
圍内ニ於キマシテハ、貨物ノ比較的簡

易ナ手入ヲ認ムルコトニ致シタノデア
リマス、即チ第一條ノ二トシテ規定シ
テ居リマスル點デアアルノデアリマシテ、
從テ此手入ヲ致シマスルニ付キマシ

テハ、内國貨物ノ使用モ求メル必要ガ
アルノデアリマス、手入或ハ改裝致シ
マスルノニ、之ヲ包裝ヲスルトカ云フ

場合モアルノデアリマシテ、ソレ故ニ
内國貨物ノ使用モ認メナケレバナラス、
然ルニ此現行法ハ、内國貨物ノ藏置ニ
付キマシテハ、外國ニ輸出スベキモノ
ト云フコトニ制限シテ居ルノデアリマ

ス、即チ現行ノ第一條ノ第二項ニ於キ
マシテ、「保稅倉庫ニハ外國ニ輸出スヘ
キ内國貨物ヲ藏置スルコトヲ得」トア
リマシテ、外國貨物ヲ藏置スルノガ本

體デアリマスガ、外國ニ輸出スベキ内
國貨物ニ限ルト云フコトニナッテ居ルノ
デアリマス、之ヲ改裝仕分等ノ手入ヲ
スルコトヲ認メマシタ結果ト致シマシ

テハ、ソレバカリデナク内國貨物モ藏
置スルコトガ適當ト認メマシテ、命令
ノ定ムル所ニ依テ藏置ヲ認メル、即チ

此命令ニ依リマシテ内國貨物ノ種類、
或ハ其藏置期間等ニ付キマシテ、夫レ
夫レ規定ヲ致シマシテ、内國貨物ノ藏

置ヲモ認メタイト考ヘルノデアリマス、
第二ノ點ハ現行法ニ於キマシテハ、保
稅倉庫ニ藏置シマシタ所ノ貨物ノ輸入

場合ニ於キマシテモ、貨主即チ貨物ノ
所有者タル貨主ガ損害ヲ被ルコトガア
リ得ルノデアリマシテ、即チ庫ヘ入レ

ル時ノコトデアリマスカラ、庫ヘ入レ
テ數箇月、或ハ一年モ經ッテ居リマス内
ニ、或ハ變質シ、或ハ減量シテ、實際ニ

引取ル時ニ於テハ、ソレガ前ノ數量、品
質ト多少違ッテ參リマシテモ、庫ヘ入レ
ル時ノ品質、數量ニ依テ課稅致シマス

ノデアリマシテ、其爲ニ貨主ガ損害ヲ
被ルト云フヤウナコトモアッタノデア
リマス、改正案ニ於キマシテハ、原則ト

致シマシテ貨物が現實ニ輸入セラレマ
ス時ノ性質、數量ニ依リマシテ、徵收ス
ルト云フ制度ヲ採ッタノデアリマス、所

謂庫出課稅主義ト云フ風ニ改メマシタ
ノデアリマス、即チ改正法ノ第三條ニ
規定シテ居ル點デアアルノデアリマス、

昭和二年三月十七日

物ヲ引取ラナクチャナラヌ、サウシテ之ヲ引渡サナクチャナラヌト云フ風ナ時ニ於キマシテ、一々検査ヲ受ケマスト云フコトガ多少不便ナ點モ生ジテ參ルト考ヘルノデアリマス、ソレ故ニ斯ウ云フ風ナ取引ヲ急ギマスヤウナ場合ニ於キマシテハ、貨主ノ希望ニ依リマシテ、庫入ノ際デモ検査ヲ受ケテ置キマシテ、庫入ノ時ノ性質數量ニ依テ課税シ得ル途モ殘シテ置イタノデアリマス、即チ改正案ニ依リマスレバ、庫入ヲスル時ニハ極メテ輕便ニナツテ居ル、検査ヲ受ケナイデ簡便ニナツテ居ル、其代リ急イデ引取ル時ニハ不便ガアル、併シサウ云フヤウナ場合ニハ、先ヅ庫入ノ時ニ検査ヲ受ケテ置イテ引取ル時ニハ速ニ引取レルヤウニスルコトモ便デア、サウ云フコトヲ考ヘマシテ、原則トシテハ輸入ノ時デアリマスガ、命令ノ定ムル所ニ依リマシテ、庫入ノ際ニ税關ノ検査ヲ受ケタモノニ付テハ、輸入税ハ庫入ノ時ノ性質數量ニ依テ徵收スルト云フ風ナコトヲ規定致シタノデアリマス、ソレカラ第三ノ點ハ、外國貨物ノ藏置期間ノコトデアリマスガ、此藏置期間ニ付キマシテハ、現行法ハ之ヲ二年ト致シテ居ルノデアリマス、即チ現行法ノ第七條デアリマスガ、之ヲ三年ニ改メマシタ、一年ヲ延長致シタノデアリマス、是ハ現行ノ二年ト云フモノハ稍短キニ過ギルヤウニ認メラレタノデアリマス、當業者ニ於キマシテモ

之ヲ延長シテ吳レト云フ希望モ今マデ屢アツタノデアリマス、サウ云フ風ナ事情モ考ヘマシテ、又外國ノ立法例等モ參酌致シマシテ三年ト云フコトニ致シタノデアリマス、第四ノ點ハ、私設保稅倉庫ノ藏置貨物ニ付キマシテ、藏置期間ヲ經過シタモノモ、之ヲ收容シ得ル途ヲ開イタノデアリマス、現行法ニ於キマシテハ官設保稅倉庫ノ藏置貨物ニ付キマシテハ、藏置期間ヲ過ギマシテモ引取ラシナイト云フ風ナ場合ニ於キマシテハ、之ヲ收容スルコトヲ認メテ居タノデアリマス、併ナガラ私設保稅倉庫ニ付テハ之ヲ認メマセヌ、デ此場合ニハ直ニ保稅倉庫主カラ其輸入税ヲ徵收スルト云フコトニ致シテ居タノデアリマス、此取扱ハ保稅倉庫ノ庫主ノ甚ダ苦痛ト致シタ所デア、ノデアリマシテ、此點ニ付キマシテモ當業者ヨリ度々請願等ガアツタノデアリマス、ソコデ今回ハ私設保稅倉庫ノ藏置貨物ニ付キマシテモ、官設保稅倉庫ト同様ニ之ヲ收容シ得ルコトニ致シマシテ、庫主ノ責任ノ輕減ヲ圖ツタノデアリマス、是ハ引取ラヌ時ニ於キマシテハ、庫主即チ保稅倉庫主ガ其貨物ノ輸入税ヲ拂ツテ置カナケレバナラヌト云フ風ナ非常ナ不便ガアツタノデアリマスガ、今度ハ其貨物ヲ税關ガ收容シマシテ、ソレヲ競賣ニ致シマシテ、ソレカラ輸入税ヲ取ルト云フコトニナリマスカラ、庫主ノ方ニ於テハ極メテ便利ニ相

成ルノデアリマス、第五ノ點ハ、現行法ニ於キマシテハ保稅倉庫ノ藏置スルコトヲ得ベキ貨物ノ種類ヲ定メマスコトトカ、或ハ保稅倉庫ノ營業ノ特許デアリマス、即チ十八條デアリマス、ソレカラ貨物保管規則トカ、庫敷料ノ認可ヲスル、即チ現行法ノ二十四條デアリマス、斯ウ云フ風ナ場合ニ於キマシテ何レモ大藏大臣ニ於テソレ等ノ認可等ノコトヲ致ス規定ニ相成ツテ居ルノデアリマス、此種ノ手續ハ之ヲ簡便ニ致シマシテ迅速ニ致スト云フコトガ適當ト考ヘマシテ、改正案ニ於キマシテハ總テ、之ヲ税關長ノ權限ニ移スコトニ致シタノデアリマス、隨テ新ニ保稅倉庫ヲ施設致シマス場合ニ、藏置貨物ノ種類ヲ變更追加スルコトカ、或ハ保管規則、庫敷料等ヲ改正致サウ、定メヤウト云フヤウナ場合ニ、税關長限リニ於テ取計ヒ得ルコトニナルノデアリマスカラ、當業者ノ受ケマス利便ハ蓋シ大ナルモノガアラウト信ジテ居ルノデアリマス、其他ニ付キマシテモ、本改正ニ依リマシテ當業者ノ受ケマス手續上ノ利便ト致シマシテハ、原則ト致シマシテ貨物庫入ノ際ニ検査ヲ致サナイト云フコトニ相成リマス結果、庫入ノ手續ガ敏速ニ相成リマシテ、サウシテ倉庫證券等モ速ニ受ケ得ルト云フ風ナ便宜ニ相成ルノデアリマス、第六ノ點ハ保稅倉庫ニ於キマシテ、税關長ノ許可致シマスル範圍内ニ於テ新ニ貨物ノ手入

ヲ爲シ得ルコトニ致シマシタ結果、保稅倉庫ノ取締ハ現行法ニ於キマスルヨリモ一層周到ニシナケレバナラヌコトデア、ノデアリマス、其取締ノ方法ト致シマシテ、藏置貨物ノ手入ノ停止ヲ認メマスルコトカ云フ風ナ必要モアルノデアリマシテ、是ハ九條ノ三ニ規定致シテアリマス、又税關長ノ許可ニ反シマシテ手入ヲスルコトカ、或ハ貨物ヲ使用スルト云フヤウナコトニ付テハ、相當ノ制裁ヲ加ヘナケレバナラヌト云フ必要ガ生ジマスノデ、其等ノ規定ヲ夫レ夫レ設ケタノデアリマス、次ニ保稅工場法案ニ付テ御説明ヲ申上ゲマス、此法案ハ現行ノ假置場法ニ代ルモノデアリマシテ、假置場ヲ保稅工場ト云フ名前ニ改メル、ソレハ假置場ト云フ名稱ハ明治三十三年ニ、現行法ノ前身デアリマスル所ノ税關假置場法ト云フモノガアリマシテ、ソレニ依テ假置場ノ制度ガ始メテ認メラレタノデアリマスガ、當時ノ假置場ト云フノハ、單ニ仲繼貿易ノ爲ニ、貨物ヲ一時藏置シテ置キマシテ、唯其改裝仕分其他ノ手入ノミヲ爲ス所トシテ居ッタノデアリマス、ソレ故ニ此假置場ト云フノハ、一時其處ニ置イテ置ク、サウシテ其處デ改裝仕分シテ、更ニ積戻シテ第三國ニヤルト云フヤウナ風ノ意味デ出來テ居ッタノデアリマス、ソレガ明治四十五年ニ制定サレマシタ現行ノ假置場法ニ於キマシテ、ソレヲ稍擴張致シマシテ、假置場ニ

於テ加工製造等ヲ認ムルコトニ相成ツタ
ノデアリマス、ソレ故ニ今日ニ於キマシテ
ハ假置場ハ獨リ改裝仕分ラシテ積戻スト
云フ風ナ目的ノミナラズ、其假置場ノ中
ニ於キマシテ、詰リ外國貨物保税ノ物
ハ、税ヲ納メルコトナクシテ、假置場ニ於
マシテ加工製造スルコト云フコトヲ認メ
テ居ルノデアリマス、現ニ其加工製造
ノ種類ノ如キモ、或ハ機械工業デアル
トカ、或ハ染料工業デアルトカ、金屬工
業デアルトカ、相當ニ大規模ノ工業的
作業ヲ致シテ居ル者モアルヤウナ狀況
デアルノデアリマス、ソレ故ニ此實體
ヲ現ハシマスル上ニ於テハ、又今回ノ
改正ニ於テモ、是等ノ趣意ヲ認メテ、ソ
レニ於テ加工製造ヲ爲スト云フ風ナル
コトヲ本體ト致シマスルノデアリマス
ルカラ、其實體ヲ表示致シマスニハ、假
置場ト云フ名稱ハ適當デナイヤウニ考
ヘマシテ、名實共ニ之ヲ一致セシメマ
スルト同時ニ、此制度ガ單ニ外國貨物
ヲ假リニ藏置スル制度デハナクシテ、
專ラ本邦ノ加工貿易ノ助長ヲ致シマス
ル制度ト致シマシテ、十分ニ機能ヲ發
揮サセタイト云フコトノ希望ヲ持チマ
シテ、茲ニ保税工場ト云フ名前ニ之ヲ
改メマシタ次第デアリマス、法案ノ第
一條ニ於キマシテ、其保税工場ニ於キ
マシテ如何ナルコトヲスルカ、ドウ云
フモノデアルカト云フコトヲ明ニ致シ
テ居ルノデアリマス、即チ現行ノ假置
場ヲ保税工場ニ致シマシテ、保税工場

ニ於キマシテハ、外國カラ參リマシタ
所ノ貨物ヲ其處ニ於キマシテ製造シ、
或ハ之ニ内地ノ貨物ヲ加ヘ製造致シマ
シテ、出來タ物ヲ又更ニ第三國ニ輸出
ヲスルトカ、積戻シテ輸出ヲスル、其場
合ニ於テ税ヲ拂ハズシテ詰リ保税ノ儘
デ出スコトガ出來ル、又更ニ内地ニ引
取ルト致シマシテモ、出來タ製品ニナッ
テ初メテ内地ニ入レラレルト云フ風ニ
ナルノデアリマス、左様ナ働キヲ致サ
セルノデアリマス、第二ノ點ハ保税工
場ノ製品ニ對シマシテ、例外的ニ原料
課税ヲ認メルコトニ致シタノデアリマ
ス、現行法ニ於キマシテハ、假置場ニ藏
置致シマシタ外國貨物ヲ輸入シマスル
時ニハ、例外ナク其輸入ノ時ノ性質及
數量ニ依リマシテ輸入税ヲ徵收スル制
度ニ致シテ居ルノデアリマス、即チ所
謂製品課税主義ヲ採ッテ居ルノデアリ
マス、即チ其處デ外國カラ持ッテ參リマ
シタ物ハ、色々ナ材料デアリマスガ、ソ
レヲ其處デ拵ヘ上ゲマシテ一ツノ物ニ
ナル、或ハ鐵材トカ、或ハ木材ノ如キモ
入レテ一ツノ機械ヲ拵ヘタト致シマス
レバ、機械トシテ之ヲ内地ニ入レマス
ト云フト、其機械トシテ之ニ課税ヲス
ル、製品トシテ課税ヲスルト云フコト
ニ致シテ居ラタノデアリマス、即チ假置
場ヲ恰モ外國ノ如ク見マシテ、ソレ
カラ積戻シマスルニ於テハ、是ハ前ノ
通り積戻シタモ差支ヘアリマセヌシ、
又如何ナルモノニ拵ヘテ積戻シタモ、

是ハ勿論問フ所デハナイ、又内地ニ輸
入スル時ニハ、假置場ヘ輸入サレタ時
ノ形ニ於テ、其物トシテ課税スルト云
フ主義ヲ採ッテ居ルノデアリマス、ソレ
ニハ何等例外ヲ認メテ居ラナカッタノ
デアリマス、隨テ往々假置場ニ於テ外
國ニ出スコトヲ目的トシテ拵ヘテ居ル
ノデアリマスケレドモ、輸出ノ規格等
ノアリマスルモノニ付テ、輸出ノ規格
檢査ニ合格シナカッタ、貨物ガ出セナイ
ト云フ時ニ、之ヲ仕方ナシニ内地ニ引
取ルト、製品トシテ課税サレルト云フ
ノデ非常ニ重クナツテ來ル、ドウシテモ
原料ヨリモ製品ト云フモノニ對シテノ
税ハ御承知ノ通り重ク致シテ居ルノデ
アリマス、而シテ内地ノ製造業ヲ保護
致シテ居リマスル結果ト致シテ、製品
トナツテ入ッテ來レバ重クナル、サウ云フ
豫見シナイ事情ノ下ニ製品ノ一部分ヲ
内地ニ輸入スルト云フ場合ニ於キマシ
テ、輸入税ノ負擔ヲ増加致シマスル爲
ニ製品全體ノ生産費ヲ増シマシテ、隨
テ此加工貿易、即チ外國ニ輸出シマス
ル加工貿易ニ付キマシテモ不利益ノ結
果ヲ來スト云フ虞ガアツタノデアリマ
ス、此點ニ付キマシテモ斯ウ云フ不便
ヲ除イテ貰ヒタイト云フ希望ハ度々
アツタノデアリマス、現ニ昨年關稅率
ノ一般改正ヲ致シマスル際ニ於キマ
シテモ、此假置場法ニ對シテ何等ノ改
正ヲスル必要ナキヤト云フヤウナ議
論モ出テ居ラタノデアリマス、當時政

府ニ於キマシテモ之ニ付テ調査ヲ致
シテ居ルノデアリマスカラ、適當ノ
改正ヲシタイト云フ希望ヲ申上ゲテ
居ラタヤウナ次第デアリマス、ソレニ對
シマシテ改正案ハ、此現行制度ノ弊ヲ
除キマシテ、保税工場ニ於キマスル此
製品ノ積戻シ、即チ外國ニ出シマスル
ノニ利便ヲ與ヘマスル主意ヲ以チマシ
テ、命令ヲ以テ特定ノ物品ヲ指定致シ
マシテ、其物品ニ付キマシテハ作業ノ際
ニ使用原料ノ檢査ヲ先ヅ受ケサセマシ
テ、其原料ニ對シマスル輸入税ノ納付
ヲシテ輸入シ得ル制度、即チ所謂原料
課税主義ト云フモノヲ例外的ニ認メル
コトニ致シタノデアリマス、改正案ノ
第五條ノ第一項デアリマス、即チ五條
ニ於キマシテハ、原則トシテハ「保税工
場ノ外國貨物ノ輸入税ハ輸入ノ時ノ性
質及數量ニ依リテ之ヲ徵收ス」是ハ原則
トシマシテハドウシテモサウナケレバ
ナラヌノデアリマス、是ハ、之ヲ一ノ保
稅地、外國ト同ジヤウニ見テ居ル結果、
其處カラ初メテ這入ル物ハ輸入デアリ
マスカラ、輸入ノ形ヲ採ルノガ當リ前
デアリマススケレドモ、之ニ付テ前ニ申
シマスルヤウナ不便ガアリマスカラ、
「命令ヲ以テ指定シタル外國貨物ニシ
テ作業ノ際其ノ原料ニ付稅關ノ檢査ヲ受
ケタルモノノ輸入税ハ命令ヲ以テ定ムル
所ニ依リ檢査ノ時ノ原料ノ性質及數量ニ
依リテ之ヲ徵收ス」ト云フコトニ致シマ
シテ、此加工ハ第一條ニモアリマス如

ク、内地ノ品物ト外國貨物ト一緒ニ使
ヒ得ルコトニナルノデアリマスカラ、
成程製品ニナル時ハ外國貨物ノ方が不
利ナコトハゴザイマスガ、内國貨物ハ
一層不利デアリマス、即チ外國ヨリ或
ル原料ヲ入レテ、之ニ内地ノ原料ヲ入
レテ、サウシテ茲ニ製品ヲ拵ヘテ引取
ルト云フ時ニハ、外國貨物ノ検査ヲ受
ケタル物ニ稅ガ課カリマスカラ、即チ
外國貨物ノ稅ガ課カルト云フヤウナ結
果ニナルノデアリマス、ソコデ今回ハ
サウ云フ場合ニハ外國貨物ダケ、原料
ニ使ヒマスル外國貨物ノ検査ヲ受ケマ
シテ、之ニハ是ダケ使フト云フコトノ
承認ヲ受ケマシテ使ッテ居リマスレバ、
出來上リマシタ物ノ中デ、其外國貨物
ノ原料ダケニ對シテ課稅スルト云フコ
トニナルノデアリマス、之ヲ假ニ例ヲ
採ッテ申シマスレバ、茲ニ珓瑯鐵器ナラ
珓瑯鐵器ヲ拵ヘマス、其場合ニ於テ、假
ニ鐵トカ云フヤウナ物ハ總テ内國ノ品
物ヲ入レテ、内地デ出來タ物ヲ假置場
ニ入レテサウシテ假置場デ、輸入シテ
持ッテ來タ酸化「コバルト」ヲ使ッテ、珓
瑯鐵器ヲ拵ヘルトシマスレバ、今日ハ
輸入スル時ニ珓瑯鐵器トシテ輸入稅ヲ
課ケラレマスレバ、鐵ニモ稅ガ課カル
ノデアルガ、今回ハ其時ニ酸化「コバル
ト」ノ使用ノ承認ヲ受ケテ居リマスレ
バ、其珓瑯鐵器ノ中デ酸化「コバルト」
ダケノ稅ヲ課ケルト云フコトニナルノ
デアリマス、隨テ此規格ニ合ハナイ物

ガ這入ッテ來ル場合ニハ非常ニ便利デ
アリマス、隨テ外國ニ出シマスルダケ
ノモノガ輕減サレル、輸出貿易ガ便利
ニナルト云フ結果ニナルノデアリマ
ス、唯原料課稅ヲ廣ク一般ニ認メル時
ニハ、保稅工場ノ製品ノ輸入ニ對シマ
シテ非常ニ便利ヲ與ヘルコトニナッテ
居リマスレドモ、其結果ト致シマシテ
ハ、製品ニ對シマスル保護關稅ヲ事實上
無効ナラシメル虞ガ生ジテ參ルノデア
リマス、即チ或ル製品ニ付テハ、一般關
稅率ニ於テ保護稅ヲ設ケテ、サウシテ
内地ノ製造業ヲ保護シヤウトシテ居
ル、然ルニ假置場ニ於テ製造シマシテ、
サウシテ唯原料ダケヲ入レラレルト云
フコトニナッテ來ルト、内地ノ製造業
ヲ保護シヤウト思ッタ所ノ稅率ガ、事
實上ニ於テ無効ニサレル虞ガアルノデ
アリマスカラ、是等ハ保稅工場ニ於キ
マシテ致シマスル物品ニ付テ、内地ノ
ソレ等ノ産業ニ付テノ關係ヲ考慮シナ
クチャナラヌノデアリマスカラ、例ヘ
テ申シマスレバ内地ニ於テ製造ガ無イ
ト云フ風ナ物ナラバ、保稅工場デ拵エ
マシテ之ヲ引取りマシテモ、内地ノ産
業ニハ一向影響ヲ來サヌノデアリマ
ス、折角保護關稅ノ下ニ内地デ製造ガ
出來ツ、アル物ヲ、サウ云フ便宜ナ保
稅工場デ拵エマシテ、之ヲ安ク入レラ
レルト云フコトニナルト、折角内地デ
起ッテ居リマス所ノ産業ニ惡影響ヲ及
ボス結果ニナルノデアリマスカラ、サ

ウ云フ保稅工場デ致シマスル製造ニ付
キマシテハ、ソレ等ノ點ヲ能ク考慮致
シマシテ、差支ヘナキ物ニ限ッテ之ヲ許
ス、又入レル物ニシテモ、内地ニ入レル
コトヲ目的トノミシテ、即チ内地ニ入
レル便宜ノ爲ニ其處デ拵エテ引取ルト
云フヤウナコトガアルト、物ニ依テハ
先ノヤウナ惡影響ヲ及ボスコトガアリ
マス、併シハ外國ニ出スト云フコト
ガ主タル目的デアッテ、先程申スヤウニ
規格ノ検査ヲスルト云フヤウナコト
デ、此規格ノ検査ニ合ハナイデモ已ム
ヲ得ズ入レルト云フヤウナモノハ、是
ハマア場合ニ依テハ相當廣ク認メテモ
宜イト云フ風ニモ考ヘラレマスカラ、
ソレ等ノ點ハ實施ニ付キマシテ命令ヲ
以テ定メルト云フコトニ致シタイト考
ヘテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ命令
ヲ以テ指定シタル外國貨物ニシテト云
フコトニ致シマシタ、是ハ命令ヲ以テ
制限ヲ致シタイ考ヲ持ッテ居ルノデア
リマス、ソレカラ保稅工場ヲ利用致シ
マスル者ト、保稅工場ヲ利用致サナイ
者トノ間ニ、原料課稅ヲ認メマスト權衡
ヲ失スルコトガ起リ得ルノデアリマ
ス、ソレハ同ジ外國カラ持ッテ來ル材料
ヲ、保稅工場ヲ利用セズシテ輸入致シ
マスルト、例ヘバ今日——三月十七日
ニ同ジク此處ニ外國ノ品物ヲ持ッテ來
タ、甲ハ三月十七日ニ其儘輸入手續ヲ
シテ引取ッテ、之ヲ工場ニ送ッテ製造加
工ヲスルコトニナルト、其原料ニ對シ

マシテハ今日稅ヲ納メナクチャナラ
ヌ、然ルニ乙ノ方ハ、保稅工場ニ其原料
ヲ入レテ置イテサウシテ、製造加工シ
テ、之ヲ引取ル時ニ、矢張其原料ダケノ
課稅ヲ受ケルコトニナルト、乙ノ方ハ
保稅工場ヲ持ッテ居リマス爲ニ、或ハ五
箇月ナラ五箇月、兩方共五箇月後ニ是
ガ出來上タットシマス、甲ノ方ハ五箇
月間ノ金利ガ乙ヨリモ不利ニナル、其
權衡ヲ得サセシムル爲ニ、原料輸入稅
ノ、詰リ延納ニ依ッテ生ズル保稅工場
ノ利用者ノ利益ト相殺致シマス趣旨ヲ
以チマシテ、命令ノ定ムル所ニ依リマ
シテ、原料ノ輸入稅額ニ對シマシテ、其
期間ノ利子ニ相當スル金額ヲ徵收シ得
ルト云フコトニ致シタルノデアリマス、
即チ命令ヲ以テ其大體ノ利子ニ相當ス
ル金額ヲ、矢張其者カラ取り得ルト云
フコトニ致シテ、相互ノ權衡ヲ取ルコ
トニ致シタルノデアリマス、此徵收上ニ
於テ輸入稅ト看做スト云フコトニシテ
居ルノハ、是ハ取扱ノ便宜ノ爲メデア
リマス、是ガ第五條ノ改正デゴザイ
マシテ、是ハ保稅工場法ヲ改正スル
中ノ主ナル一ツノ點デアリマス、即
チ加工貿易ニ對シテ便宜ヲ與ヘルト
云フコトニシタルノデアリマス、假置
場ハ今日相當利用サレテ居リマス
ガ、未ダ一般的ニ是ガ十分ニ利用サ
レテ居ラヌ憾ガアルノデアリマス、
能ク色々ナ會合ニ出マシテ種々ナ
御質問ヲ受ケマス際ニ於キマシテ

モ、マダ十分ニ利用サレテ居ラヌト云フ感ジテ私共ハ持ツノデアリマスガ、之ニ依テ是等ノ工場ガ加工貿易ノ爲ニ利用サレルコトニ相成ラウト信ジテ居リマス、第三ノ點ハ貨物ノ藏置期間ガ今日六箇月ト相成ッテ居リマスノヲ、一年ニ延長致シタノデアリマス、尙ホ必要ニ依テ税關長ハ更ニ之ヲ一年間延長シ得ルト云フコトニ致シマシテ、結局最長二年間ハ藏置シ得ルト云フコトニシタノデアリマス、是ハ現行法ガ原則トシテ六箇月ト定メテアリマスノハ、工程ノ複雑ナル加工製造ノ作業ニ使用セラレル貨物ノ藏置期間ト致シマシテハ、如何ニモ短キニ過ギル嫌ヒガアルヤウニ認メタノデアリマス、ソレ故ニ之ヲ延長シテ、ソレ等ノ加工モ相當複雑ナル製造加工ガ出來得ルヤウニ致シタイト云フ考ナノデアリマス、第四ハ保税倉庫ト同様ニ、從來大藏大臣ノ權限ニ屬シテ居リマシタ所ノ保税工場私設ノ特許——現行法ハ假置場ノ特許デアリマス、藏置貨物及作業ノ種類ヲ定メルコト、カ、又其變更ノ認可、或ハ貨物ノ藏置規則、或ハ倉敷料ノ認可等總テ、之ヲ税關長ノ權限ニ移シタノデアリマシテ、保税倉庫ト同ジヤウニ、之ニ依テ其處分ヲ迅速ナラシメテ當業者ノ利便ヲ圖ルコトニ致シタノデアリマス、此兩案ニ關シマスル大體ノ説明ハ右申上ゲルヤウナ次第デアリマスガ、尙ホ御尋ニ依テ御答申上ゲタイト思ヒマス

○福井委員長 只今政府委員ノ御説明ガアリマシタガ、是ヨリ質問ニ入りマス、質問ノ通告ハアリマセヌガ、誰方カガアリマスカ

○折原委員 保税倉庫法案ノ第一條デハ、内地貨物藏置ヲ認メタト云フコトニナッテ居ルノデスガ、輸出ノ必要ノナイ内地貨物モ、場合ニ依テハ藏置ヲ認メルト云フコトニナラウト思ヒマスガ、ソコハドウナリマスカ、ソコマデ擴ゲル必要ガアルノデスカ

○黑田政府委員 現行法ハ外國ニ輸出スベキ内國貨物ダケノ藏置ニナッテ居リマスガ、是ハ先程モ申シマシタヤウニ、現行保税倉庫法ニ於キマシテハ、唯藏置ヲ目的トシテ居ッテ、手入ト云フコトヲ認メテ居ラスノデアリマス、唯ソレガ變質デモスルトカ、腐敗デモスルトカ云フ時ニ、相當ナコトハ特許ヲ得テ許シテ居リマスガ、原則トシテハ之ヲ許サナイノデアリマス、ソレヲ今度ハ一條ノ二ニ依リマシテ、改裝、仕分其他ノ手入ヲ爲スコトヲ得ト云フコトニ致シタノデアリマス、其場合ニ於キマシテ「手入ノ材料トシテ内國貨物ヲ外國貨物ニ、外國貨物ヲ内國貨物ニ使用セムトスルトキハ税關ノ承認ヲ受クヘシ」ト云フ風ナコトデ此内國貨物ヲ用ヒルコトガアル、外國カラ持ッテ參リマシタ假ニ油ナラ油ヲ大キナ物デ持ッテ來マシテ、之ヲ罐ニ詰メテ、サウシテ支那ナラ支那ニ積出スト云フヤウナトキニハ、内國貨物タル罐ニ入レマス、其處デ罐ニソレヲ詰メテ積出スト云フヤウナトキニハ、内國貨物タル罐ノ如キモノヲ其處ニ置クトカ、或ハ袋ノヤウナモノニ入レマスレバ袋ノヤウナモノヲ其處ニ入レルト云フコトデ、ソレガ輸出ヲシマスレバ、其袋ナリ、又罐ナリニナッテ輸出サレルト見ラレマスケレドモ、入レマシタ物ヲ更ニ之ヲ罐ニ入レマシテ内地ニ入レルト云フコトガアリマス、是ハ輸出ニナラヌノデアリマスカラ、即チ其處ニ來マシタ物ヲ罐ニ詰メテ内地ニ引取りマシテ、商品トシテ賣捌クト云フ場合モアルノデアリマス、保税倉庫ハ積戻スバカリデナク、矢張内地ニ入レマス物ヲ一時置クト云フコトニモ利用サレルノデアリマスカラ、サウ云フ場合ヲ想像サレマシテ、内國貨物モ許スコトニシテアリマス、命令ノ定ムル所デアリマスカラ、サウ廣クハ許サナイ積リデ居リマス

○戶井委員 段々ノ御説明デ非常ニ能ク分リマシタ、私ハ實ハ之ニ關係ヲシテ居ル者デアリマスルデ、非常ニ適切ナル案ト思ヒマスル、只今御決定ニナルコトモ決シテ異議無イト云フコトヲ此處ニ申上ゲマス、併シ又皆サンノ御都合モアラッシャイマセウカラ——申シマスレバ即チ私ハ保税倉庫ニ付キマシテノ仕事ヲシテ居ル人間デアルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス

○折原委員 私設ノ保税倉庫ハ今ドノ

○折原委員 皆サンニ御諮リ致シマス、只今政府委員ヨリ配付サレマシタ參考書類ヲ見テカラ質疑スルコトトシ、本日ハ此程度ニ止メマシテ、明後日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマシテ、明後日ノ本會議ニ上程シタイトスウ思ヒマスカラ、ドウカ一ツ——明日ハ速記ノ都合ガアリマスカラ出來マセヌノデ、明後日ノ午前十時ニ開會致スコトニ致シマス

午後二時四十三分散會

位アリマスカ、在ル場所ト、數ガ分ッテ居リマスカ

○黑田政府委員 私設ノ保税倉庫ハ箇所ニ致シマシテ九十三アリマス、此處ニ參考書トシテ色々ナモノヲ刷ッテアリマスカラ、御參考ニ差上ゲマス

○折原委員 ソレヲ戴キタカッタノデアリマス

○福井委員長 皆サンニ御諮リ致シマス、只今政府委員ヨリ配付サレマシタ參考書類ヲ見テカラ質疑スルコトトシ、本日ハ此程度ニ止メマシテ、明後日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマシテ、明後日ノ本會議ニ上程シタイトスウ思ヒマスカラ、ドウカ一ツ——明日ハ速記ノ都合ガアリマスカラ出來マセヌノデ、明後日ノ午前十時ニ開會致スコトニ致シマス

午後二時四十三分散會

位アリマスカ、在ル場所ト、數ガ分ッテ居リマスカ

○黑田政府委員 私設ノ保税倉庫ハ箇所ニ致シマシテ九十三アリマス、此處ニ參考書トシテ色々ナモノヲ刷ッテアリマスカラ、御參考ニ差上ゲマス

○折原委員 ソレヲ戴キタカッタノデアリマス

○福井委員長 皆サンニ御諮リ致シマス、只今政府委員ヨリ配付サレマシタ參考書類ヲ見テカラ質疑スルコトトシ、本日ハ此程度ニ止メマシテ、明後日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマシテ、明後日ノ本會議ニ上程シタイトスウ思ヒマスカラ、ドウカ一ツ——明日ハ速記ノ都合ガアリマスカラ出來マセヌノデ、明後日ノ午前十時ニ開會致スコトニ致シマス

午後二時四十三分散會

位アリマスカ、在ル場所ト、數ガ分ッテ居リマスカ

○黑田政府委員 私設ノ保税倉庫ハ箇所ニ致シマシテ九十三アリマス、此處ニ參考書トシテ色々ナモノヲ刷ッテアリマスカラ、御參考ニ差上ゲマス

○折原委員 ソレヲ戴キタカッタノデアリマス

○福井委員長 皆サンニ御諮リ致シマス、只今政府委員ヨリ配付サレマシタ參考書類ヲ見テカラ質疑スルコトトシ、本日ハ此程度ニ止メマシテ、明後日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマシテ、明後日ノ本會議ニ上程シタイトスウ思ヒマスカラ、ドウカ一ツ——明日ハ速記ノ都合ガアリマスカラ出來マセヌノデ、明後日ノ午前十時ニ開會致スコトニ致シマス

午後二時四十三分散會

位アリマスカ、在ル場所ト、數ガ分ッテ居リマスカ

○黑田政府委員 私設ノ保税倉庫ハ箇所ニ致シマシテ九十三アリマス、此處ニ參考書トシテ色々ナモノヲ刷ッテアリマスカラ、御參考ニ差上ゲマス

○折原委員 ソレヲ戴キタカッタノデアリマス

○福井委員長 皆サンニ御諮リ致シマス、只今政府委員ヨリ配付サレマシタ參考書類ヲ見テカラ質疑スルコトトシ、本日ハ此程度ニ止メマシテ、明後日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマシテ、明後日ノ本會議ニ上程シタイトスウ思ヒマスカラ、ドウカ一ツ——明日ハ速記ノ都合ガアリマスカラ出來マセヌノデ、明後日ノ午前十時ニ開會致スコトニ致シマス

午後二時四十三分散會

位アリマスカ、在ル場所ト、數ガ分ッテ居リマスカ

○黑田政府委員 私設ノ保税倉庫ハ箇所ニ致シマシテ九十三アリマス、此處ニ參考書トシテ色々ナモノヲ刷ッテアリマスカラ、御參考ニ差上ゲマス

○折原委員 ソレヲ戴キタカッタノデアリマス

○福井委員長 皆サンニ御諮リ致シマス、只今政府委員ヨリ配付サレマシタ參考書類ヲ見テカラ質疑スルコトトシ、本日ハ此程度ニ止メマシテ、明後日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマシテ、明後日ノ本會議ニ上程シタイトスウ思ヒマスカラ、ドウカ一ツ——明日ハ速記ノ都合ガアリマスカラ出來マセヌノデ、明後日ノ午前十時ニ開會致スコトニ致シマス

午後二時四十三分散會

位アリマスカ、在ル場所ト、數ガ分ッテ居リマスカ

○黑田政府委員 私設ノ保税倉庫ハ箇所ニ致シマシテ九十三アリマス、此處ニ參考書トシテ色々ナモノヲ刷ッテアリマスカラ、御參考ニ差上ゲマス

○折原委員 ソレヲ戴キタカッタノデアリマス

○福井委員長 皆サンニ御諮リ致シマス、只今政府委員ヨリ配付サレマシタ參考書類ヲ見テカラ質疑スルコトトシ、本日ハ此程度ニ止メマシテ、明後日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマシテ、明後日ノ本會議ニ上程シタイトスウ思ヒマスカラ、ドウカ一ツ——明日ハ速記ノ都合ガアリマスカラ出來マセヌノデ、明後日ノ午前十時ニ開會致スコトニ致シマス

午後二時四十三分散會

位アリマスカ、在ル場所ト、數ガ分ッテ居リマスカ

○黑田政府委員 私設ノ保税倉庫ハ箇所ニ致シマシテ九十三アリマス、此處ニ參考書トシテ色々ナモノヲ刷ッテアリマスカラ、御參考ニ差上ゲマス

昭和二年三月十八日印刷

昭和二年三月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社